



2018年5月28日

各 位

上場会社名 株式会社エクセディ
代 表 者 代表取締役社長 久川 秀 仁
コード番号 7278 東証1部
問合わせ先 取締役常務執行役員
管理本部長 豊原 浩
TEL (072) 822-1152

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2018年5月28日開催の取締役会において、取締役に対する株式報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入に関する議案を2018年6月26日開催予定の第68回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 取締役に対する株式報酬変更の目的及び条件

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成され、「基本報酬」及び「賞与」の報酬限度額として2006年6月27日開催の第56回定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。「株式報酬」につきましては、2014年6月24日開催の第64回定時株主総会において、信託を用いた株式報酬制度（以下「現制度」といいます。）をご承認いただいております。

取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めること、並びに、中長期の業績及び株主価値の持続的な向上に対するインセンティブとして機能させることを目的として、「株式報酬」に関する見直しを行い、現制度に代わり本制度の導入をいたします。

本制度は、社外取締役及び非常勤取締役を除いた取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対して、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬を支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給する議案（以下、「本議案」といいます。）につき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、現制度は、本議案が承認可決されることを条件に、今後、継続しないことといたします。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額2億円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給額については、取締役会において決定することといたします。

本制度により対象取締役に対し、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年 50,000 株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。

本制度に基づき、発行又は処分される当社の普通株式 1 株当たりの払込金額は、募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定します。

本制度に基づく、当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

3. 本割当契約の概要

1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より 10 年以上 30 年までの間で、当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはなりません（以下「譲渡制限」といいます。）。

2) 譲渡制限の解除条件

上記 1) の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役及び執行役員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。なお、対象取締役が、譲渡制限期間満了前に取締役及び執行役員の地位を喪失し、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限を解除できるものとし、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期については、必要に応じて合理的に調整するものとします。

3) 無償取得事由

- (1) 対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役及び執行役員の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が、正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。
- (2) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記 2) の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

4) 株式の管理

本株式の譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができないよう、野村證券株式会社に開設する専用口座での管理等、当社が適切と判断する措置を講ずるものとします。

5) 組織再編等における取扱い

- (1) 譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組

組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社は、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

(2) 上記(1)に規定する場合においては、当社は、上記(1)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

6) 本割当契約における意思表示等

本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容といたします。

(ご参考) 当社は、当社の執行役員に対し、上記と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以上